

Title	最近に於ける奥国の財政
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.4 (1916. 4) ,p.521(107)- 532(118)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160401-0107">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160401-0107</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

豊録  
矢三  
サイジョ  
平野水  
フレスミンジ

雜 錄

最近に於ける奥國の財政

阿部 秀助

一  
 戦争は殆んど一切の國際的智識を朦朧たらしめんとす、而して斯くの如き傾向を有するものは單に「ベクグソン」、「ゾムバルト」の徒のみにあらずして、寧ろ交戦列強に於ける論議の多くは著しく自畫自讚主義となり、實訓的と化せるにあらずや、只だ此間、祖國の現狀に何等顧慮する處なく、飽迄冷靜なる思索に研究的基礎を求め以て縱横に論評せるものを「フランツ・マイセル」及「アルサー・スピエトホフ」の「奥國の財政と戦争」となす、而して著者の一人は

現に「ブラグ」大學教授たり、彼の自國謳歌主義の戦争物に食傷せる吾人にして、近來其科學的良心を満足せしめしこと此著の如く大なるものあるを見ず。

二  
 現時に於ける奥國財政上の弊は一にして足らず、而して其主要なるもの一は、同國政府の内外に冗員の多きことなりとす、試みに千九百十三年六月二十四日、同國藏相「フォン・ツァレスキ」によりて内閣會議に提出せられし同年度の豫算表を見るに次の如き結果を現せり。

官公吏俸給(五八二〇三人)	百萬「クローネ」
官公立教員俸給(一二三三二人)	二〇一四、七
下給官吏、使役人等(四九三三七人)	五七、〇
契約的用人(六三三四四人)	九〇、二
終身的労働者(五四三七〇人)	八〇、六
合計(二三七五八六八)	四八、七
國有鐵道従業員(一六五七六五人)	四九一、三
總合計(四〇三三五二八)	二八六、五
	七七七、八

更に以上の支出額に加ふるに、

國有鐵道從事業員の地位改善に對する追加豫算	百萬「クローネ」
養老金	三、〇
老朽者收容所費用	一、一六、〇
國有鐵道從業員收容所費用	〇、四
報酬及救助金	四七、〇
旅行手當及日當 (Dien)	一七、七
高級地位の編入費	四七、二
補助吏員の昇級	〇、九
合計	〇、四
	二、三二、六

即ち千九百十三年の豫算表に依れば、政府が直接間接、使役する人員に支給する金額は十億一千四十萬「クローネ」に達し、實は同國政府全支出額の約三分の一に相當するものなりとす、而して奥國の行政に通曉するもの、總てが共に承認する點は、同國に於ける官吏の數が最近著しく増加せしこと、之れを隣帝國たる獨逸に比して其數の甚しく大なることなりとす。單に官吏の數が過多なるのみならず、同時に各人に支給せらるる俸給の如きも、同國財政の現状に比すれば之れ又た多きに失せるの觀あり、

加ふるに彼等が他に副収入を有することは曩き舉げし表に於て報酬及救助金千七百七十萬「クローネ」旅行手當及日當四千七百二十萬「クローネ」の存するによりて知るを得可し、而して以上の如き結果を呈するに至りし根本的動機は主として政府が議會に於ける勢力ある黨派の要求を充たさんとする政略上の問題より發生せしものなりとす、然かも斯くの如き状態は單に國家財政上の弊害たるのみならず、同時に他の一面より見れば、今、將に發達の氣運に向はんとする同國の企業界に有爲の人物を投せしめざることなりとす、現に一種の不健全なる官吏崇拜熱にうかされて中學、高等學校及専門學校を志す者の多きことは、一面、中學の著しき増設を見るに至りしと共に、高等教育を受くるものは他日卒業の曉に於て充分其地位を求むること能はざる程、増加するに至り、然かも他の一面に於て最も必要を感ずる同國の企業界にありて

は人物拂底を購するの奇觀を呈するに至れり、之れを要するに中學及高等教育を受けし者に適當なる地位を與ふことは國家の義務なりとの信條が普ねく一般に存せしことは同國に於ける官吏の數を著しく増加せしむるに至れり、但、今回の戰役は、彼等の中より軍隊に召集せられしもの多きを以て自から其數に於て減少すると共に、平和締結の曉には、企業界の方面に於ける大なる需要と常備軍の増加とによりて多少寛和せらるるに至る可し、若、戰後、是等の冗員を淘汰するに於ては現在の支出額の約四分の一乃至三分の一即ち年に約三億「クローネ」を節約することを得可し、而して同國其者に對して行政整理なるものは良好なる成績を挙げ且つ從來の政略問題より解放せらるることに向つて最も緊要なるのみならず、以上の如き行政整理は同時に財政整理を意味するものにして、斯くて節約せられたる三億「クローネ」にして眞に正當

なる目的に使用せらるるに於ては國政上、有效なる結果を生ずや明かなりとす。

三

戰後、奥國財政の基礎を鞏固ならしむること、主として冗費の節約にあるや明かなり、然かも之れが節約には自から限りあり、故に戰後の大需要に適合せしむる爲めには自から一面、収入の増加を計らざる可からず、然かも同國に於ける財源を觀察して、吾人の第一に驚かざるを得ざる點は同國鐵道の收益金が獨逸に比して極めて不成績の状態に存することなりとす、蓋、同國の國有鐵道なるものは同國の財政にとりては非常なる負擔にして、彼の普魯西の國有鐵道が年々一定の剩餘金を國庫に提供し、殊に「バイエルン」の如きは此方面より著しき剩餘金を自餘の國家的事業に與ふるに對して、奥國の鐵道は之れと反對に年々國庫の補給を受くるの状態にあり、即ち奥國の國有鐵道が其固定資

本に對する利子支拂又は償還上、最近國庫に  
仰ぎし補給は左の如し。

年	百萬「クローネ」
一九〇八	八一、〇
一九〇九	一二七、〇
一九一〇	九五、四
一九一一	五七、九
一九一二	四五、四

更に、奥國國有鐵道の収入が極めて僅少なる  
ことは左表の示す處にして、以下の表は一籽に  
對する收入及支出の狀態を示すものなりとす。

年	收入		支出	
	普魯西	奥國	普魯西	奥國
一九〇五	五八、九	二四、六	六〇、六	七六、四
一九〇六	六二、五	二五、七	六二、六	七五、四
一九〇七	六四、五	三一、九	六七、六	七六、〇
一九〇八	六二、一	三三、五	七二、三	八一、〇
一九〇九	六四、五	三四、九	六九、〇	八七、五
一九一〇	六七、九	三九、八	六七、三	七九、六

而して奥國國有鐵道が比較的成績なる狀態  
を呈するは其間種々の原因ある可しと雖、其主

約し得可しと其他從來よりも貸金率を増加せし  
むること一の方法たり、其他、國庫收入として  
奥國政府の有する國有地は其面積一百十萬「ヘ  
クター」に達するも其大部分は森林にして、農  
地、牧場、菜園としては僅かに八千二百「ヘクタ  
ー」に過ぎず、而して國有林及其他の國有地よ  
り生ずる純收入は僅かに六百三十萬「クローネ」  
に過ぎず、次に國家の所有する鑛山も奥國の  
財政上、何等重要な意義を有せず、而して現  
に奥國が有する鑛山としては「ベーマン」の北  
西部にある「ブルックス」の炭山、同じく「ベ  
ーメン」の「プリブラム」の銀山、又、最近「ラ  
ヂム」の發見によりて著しき意義を有するに至  
りし「ヨアヒムスタール」(「ベーマン」)及「イス  
トリア」の「イドリア」水銀坑等となす、而し  
て是等の諸鑛山より生ずる收入は約五百七十萬  
「クローネ」に過ぎず、次に「ガリチア」其他  
の方面に於ける製鹽事業は戰爭前、約三千三十

なる原因としては、近時鐵道の國有又は建設  
が單に財政上の計畫として遂行せられずして、  
寧ろ一般國民經濟上の要求又は政略問題の方  
面より發生する結果即ち議會、輿論、又は共  
同の利害關係によりて結合せる團體が自己の必  
要の爲めに要求せる結果、國家財政上より觀察  
して損失ある地方にも布設する爲め、自から經  
費の増加を來たせし以外に、奥國の國有鐵道は  
之れを普魯西方面に比すれば其の建設費に於て  
遙かに多額に失せり、之れ一は奥國の地勢が、  
普魯西のそれに比して、幾多建設上、工費を大  
ならしむるによるも、又た奥國に於ける鐵道  
従事員の無責任なるに歸せざる可からず、彼の  
Diensthinderer の如き其一端を示すものなり  
とす、之れを要するに奥國の國有鐵道にして出  
來丈け收支相償はしむる爲めには先づ第一に  
人員の淘汰を必要とす「グンテル」の調査によ  
れば之れによつて年々八千萬「クローネ」を節

萬「クローネ」の剩餘金を齎せしむ。然かも  
今回の戰役は不幸、奥國に向つて此方面より多  
くを得ること能はざりしなる可し、只だ同國の  
財政上最も有力なる財源となりしものは煙草專  
買事業にして、之れによりて生ずる收入は三億  
五千五百五十萬「クローネ」之れが剩餘金二億  
三千八百九十萬「クローネ」に達せり、尙ほ他  
に政府の經營せる事業は未だ國庫に向つて充分  
なる助力を與ふるの地位に達せず、即ち造幣局  
印刷局の純收入百五十萬「クローネ」郵便及電  
信事業より生ずる收入二億三千三百十萬「クロ  
ーネ」其剩餘金四千七百五十萬「クローネ」等  
に過ぎず。

三

奥國が税制上、過去の經驗を無視して千八百  
九十八年來、普魯西の制に倣ふて、新所得税法  
を施行せしことは、二個の點に於て大なる失敗  
を奥國の財政上に印するに至れり、即ち一面に

於て納税者をして新所得税の納付を容易ならしむる爲め舊來の収益税を輕減せしこと、他面英國が獨逸に見るが如き行政上の充分なる能力を有せずして徒らに隣國の制度を採用せしことなりとす、即ち前者の結果は之れを地租に就きて見るに單に一部の農民階級を悦ばしむるに過ぎずして、政府其者の収入状態は千八百九十八年に五千六百三十萬「クロイネ」のものが、千九百十年には五千三百九十萬「クロイネ」となり、其間約五「パーセント」九の減少となり、千九百十四年度には更に減じて五千二百萬「クロイネ」となれり、今、若、此輕減額を舊時の状態に復舊するに於ては年々の此方面よりの増加額は千八百萬「クロイネ」となる、假りに此増加額を千萬「クロイネ」となす時は、農業其他の方面の収入増加に比例して確かに適當なるものなりとす、次ぎは家屋等級税は彈力性を有せざる課税にして、千八百九十八年に千二百萬

「クロイネ」のものが、千九百十年には千七十七萬「クロイネ」となりて其間、約五「パーセント」の増加をなせしに過ぎず、而して此課税に對する輕減額たる十二「パーセント」五を復舊するに於ては百五十二萬「クロイネ」を得可く、十四等より九等迄を増率するに於ては二百萬「クロイネ」以上を國庫に收得するを得可し、而して以上、兩種の課税目と異なりて、輕減率撤廢の困難なるは家賃に對する課税にして、既に此課税は著しく高率にして、英國に於ける地方の大都市にありては家賃の純益(屋賃の十五「パーセント」を維持費及消却費として除きたるもの)の二十六「パーセント」三分ノ二其他の地方はありては二十「パーセント」(但「チロル」方面に於ては十五「パーセント」)にして、除外せらるる額はそれが三十「パーセント」なりとす、加ふるに此課税には市町村に於ける附加税を有する結果として著しく高率に達し例者「ブタール」の

如きは其額、家賃の四十五「パーセント」三に上れり、斯くの如き状態は、英國大都市に於ける家賃なるものをして著しく上騰せしむるに至れり、若、此の場合に於て、從來、此課税に對する輕減率十二「パーセント」二分ノ一を撤廢せんか、さらぬだに課税の負擔に苦しむ家主は其負擔の多くを借家人に課するに至る可し、斯くの如きは社會政策上の意義に基づく住居問題上決して良好なる結果を與ふるものと云ふを得ず而して今日此課税より生ずる額は一億五百萬「クロイネ」にして千八百九十八年の五千五百萬「クロイネ」に比すれば、約二倍の増加となり、之れを財政上より見るも、既に其頂點に達せるものなりとす、次ぎに一般營業税に對する輕減率二十五「パーセント」の廢止は之れを實行するを得可し、勿論、英國に於ける營業者の中には此課税に對する非難少からざるも、然かも是等の非難が必ずしも當らざることは、其收入の

増加額に於て之れを見るを得可し、即ち千八百九十八年に二千九百七十五萬「クロイネ」に過ぎざりしものが、千九百十四年度には殆んど三千七百萬「クロイネ」以上に達せり、而して精細なる計算を欠くも、同課税に對する輕減率二十「パーセント」を廢止するによりて、少くとも八百萬「クロイネ」を齎らすを得可し、次ぎに第二種營業税即ち特別營業税の収入は千八百九十八年に四千九百萬「クロイネ」に過ぎざりしものが、千九百十三年には七千二百萬「クロイネ」以上となり、更に千九百十四年度には七千八百六十萬「クロイネ」となれり、然かも此課税たる頗る高率にして十「パーセント」に達し、之れ以上に増率することは國民經濟政策上寧ろ害あるも、其益を見出すこと能はざるものなりとす、蓋、此課税が千八百九十八年の税制改革ありしに不拘、尙ほ高率を維持する所以は主として同國に於て勢力ある中産階級保護の

動機に基づくものなりとす、次に同國にとりての財政上の難關は千八百九十八年普魯西に倣ふて實行せし所得税にして、此課税より免除せらるる者の所得額は其初期に於ては千二百「クロネ」以下なりしが千九百十四年よりは千六百「クロネ」以下となり、同時に年收一萬「クロネ」以上の者に對しては之れが課税の増率を計り、斯くては三十萬「クロネ」の所得額を有するものは六「パーセント」それより漸次増加して六「パーセント」七に達し、尙ほ家族少數にして其負擔額の少きものは、更に十「パーセント」乃至十五「パーセント」の追加をなすことゝなせり、而して以上の如き規定の存するに不拘、同國稅務上の技能が獨逸に及ばざることゝ納稅上に於ける義務的觀念の歴史的に著しく欠乏せることは、其成績に於て獨逸に及ばざるの觀あり、蓋各次の所得額に對する嚴密なる調査が屢々新聞紙上、又は自余の方面に於て

物議の種となると共に、勢力ある代議士が此調査會を利用して自己の撰擧者に媚べること少からず、斯くの如く弊害の存するに不拘、此課税よりは常に增收の結果を生ぜり、即ち千八百九十八年に三千五百八十萬「クロネ」に過ぎざりしものが、千九百十年には八千五百五十萬「クロネ」となり、其間約百三十八「パーセント」九の増加を示し、千九百十四年度は多少、此方面の規定に改訂を加えし結果として一億三千萬「クロネ」に達することゝなれり、若、夫れ此課税に附隨する以上の如き弊害を除くと共に尙ほ少額の所得者(千三百五十「クロネ」迄)に課税するを得んか、此方面よりの收入増加額は從來の收入額の約五十「パーセント」即ち七千萬「クロネ」以上に達す可し、彼の「ザクセン」が奥國人口の約六分の一に過ぎずして七千萬「クロネ」の所得税を有するを思へば奥國が此方面より二億「クロネ」を生ずることとは

必ずしも難事にあらざる可し、之れを要するに千九百十四年度に於ける同國の直税は殆んど四億五千萬「クロネ」にして、之れに增收額一億二千萬「クロネ」を加ふる時は、此方面よりの收入は約五億七千萬「クロネ」に達せしむるを得可し。

四

奥國に於ける間接税の主なるものは(一)消費税(火酒、麥酒、葡萄酒、砂糖等)(二)專賣(食鹽、煙草)(三)關稅(四)印紙稅、手数料等なりとす、先づ第一の消費税は十九世紀の奥國にありては最も有力なる財源となりしものにして、從つて此方面の稅務組織なるものには見る可きもの少からず、只だ課稅額が以前より減少せしは此項目中にある一二の課稅が其後專賣事業に變更せられしによるものなりとす、今、此課稅中にある各種の稅目に就きて考察するに、先づ火酒稅は千九百十四年の増稅計畫によりて一「ヘ

クトリツテル」九十九「ペラー」のものは一「ク」六十六に「クロネ」十のものは一「ク」六十となれり、而して此方面よりの收入額は千九百十三年に獨逸帝國の一億九千五百萬「クロネ」に對して九千八百八十萬「クロネ」を齎らし千九百十四年度には一億三千四百七十萬「クロネ」に達する豫定なりしが、國內に於ける消費額の減少「ガリチア」の戰場と化せしこと、及滯納行為等によりて、其額が減少せしことは事實なり、次に麥酒稅は最近殆んど増加を見ず而して千九百十四年には八千二百六十萬「クロネ」を齎らすことゝなり、葡萄酒稅は同年度に於て千三百二十萬「クロネ」となるが、高價の品種は同國産のものなく、總て輸入品なるを以て、其課稅額は關稅の部に算定せり、砂糖稅は高率にして、百疋に三十八「クロネ」其稅額は千九百十四年度の豫算にては一億六千四百萬「クロネ」、(獨逸の同年度に

於ける額は一億五千七百六十萬(麻)に達せり、斯くの如く高率なることは、政府其者の立脚地よりすれば好都合なるも、之れを一般人民の立脚地よりすれば其税率を軽減せる獨逸の方を優れりと稱せざるを得ず、次に肉税は千九百十四年度に於て千九百五十萬「クローネ」次に下等社會に對して深き關係を有せるは、石油税にして同年度には二千五百五十萬「クローネ」之れが税率の増加は到底不可能なり、只だ其課税の補充として、瓦斯及電力に課税することは正當なりとす、現に、獨逸は此方面より年に千五百八十萬(麻)を得、埃國にして之れを實行するに於ては新たに千萬「クローネ」の財源を獲得するを得可し、尙ほ獨逸は燐寸税として年に約二千萬(麻)の收入を有するも、埃國は未だ此課税を有せず、蓋、燐寸專賣事業なるものは、財政上殊に研究を要する大問題なりとす、次に關稅として千九百十四年度の豫算には一億九千七

百七十萬「クローネ」を算入せり、最後に間接税の第二種別に屬する印紙税、手数料に就きて見るに、以上の税目に屬するものは、通行税を除きて千九百十四年度には二億三千三百四十萬「クローネ」を計上せり、今、各税目に就きて見るに印紙税は千九百十四年度には六千六百四十萬「クローネ」以内、骨牌税は七十四萬「クローネ」(獨逸は一百九十萬「クローネ」)次に一種の收入物格として「タックス」(tax)の概念は確定せず、只だ其内容は實際上より來るものなりとす、而して之れが總額は千九百十四年度に於て九百四十萬「クローネ」(其内には特許手数料等に二百三十萬「クローネ」あり)次に一般に手数料と稱せらるゝ者の中にて、實際の手数料は極めて之れが少部分にして、大部分は各種の交通税なりとす、而して其中、多額の收入を生ずるものは生存者の資産讓渡に關する手数料にして、其額六千六百萬「クローネ」次に

第二位にあるものは死者の資産讓渡即ち相続税に關するものにして其額三千二百萬「クローネ」

於て之れを増加し得るものなりとす。

其他、裁判所の手数料一百十萬「クローネ」等あり、尙ほ以上舉げし印紙税、手数料等の外に通行税としては千九百十四年度に二千八百萬「クローネ」なり、又、從來の手数料以外に増額し得可きものには大學に於ける聽講料の如き獨逸方面にては一時間に就き五麻、埃國は僅かに二「クローネ」十に過ぎず、是等は多少將來に

五 之れを要するに、將來、埃國の財政上に於ける能力を發揮せしむる爲めには、一面、冗費を節約して三億「クローネ」の剩餘金を得ると共に、他面、收入の増加を計り之れによりて二億五千萬「クローネ」を生むの覺悟なからざる可からず、而して埃國の財政が今日尙ほ彈力性に富むことは、次表の明かに證明する處たり。

各種税目	千八百九十八年收入額	平均年増加額(%)
地 租	百萬「クローネ」 五六、三〇一、五三六	〇、五(一)
家屋等級税	一〇、二三三、〇二〇	〇、四(+)
家賃に對する課税	五五、〇七九、三四八	五、五(+)
一般營業税	二九、七四五、七八	一、六(+)
特殊營業税	四〇、九一九、二九八	六、(+)
資本貸に對する課税	五、三三三、九九〇	一〇、五(+)
所得 税	三五、八二三、〇三二	一三、一(+)
給料に對する課税	一、二二六、三〇八	二五、(+)

關 稅	一二八、〇三六二二六	一九五、三〇四三二六	一一八
火 酒 稅	六九、五四三七八八	一〇四、六七二六〇八	三、六(+)
葡 萄 酒 類	一〇、七七〇四六八	一三、五六二九四七	一、八(+)
麥 酒 稅	七六、六九〇八四二	八四、三五九、九一九	〇、六(+)
肉 稅	一四、八三三、七九二	一八、八一九〇一三	一、八(+)
砂糖消費稅	六九、三三三、九二二	一五三、八六二五〇二	八、六(+)
石油消費稅	一八、一一六三五二	二四、八七三二八九	二、六(+)
自余の消費物に對する課稅	七、七〇六三五八	七、五〇〇三五	〇、二(+)
食 鹽 專 賣	三五、七九〇四〇八	三〇、四四六六七二	一、〇(+)
煙 草 專 賣	一二六、九二二四一四	一一六、五四二五一九	五、(+)
印 紙 稅	五一、五一四一六四	六九、二〇一〇九四	二、四(+)
手 數 料	一〇一、七八九七六四	一八七、五六六九五〇	六、(+)
富 藏	一一、〇一一九九〇	一六、四九七二四〇	四、(+)

(完)

### 地代概論(三)

增井幸雄

#### 目 次

緒 言 (既出)	
一、地代の意義 (同上)	
二、地代の發生 (同上)	
三、地代の分量	
一、リカード及スマスの説 二、私見 三、リカード以來の通説の批評 四、スマス説の批評	

#### 三 地代の分量

一 或る土地が生産又は營利の用に供せられて収益上の價值あることが認められて、之を詳しく云へば、或る土地を利用すれば之に要する凡ての費用を支拂つて猶ほその上に幾何かの純益を擧げることが出来、従つて土地が計算上を自ら獨力にて収利上に貢獻するといふことが認められて、始めてその土地に對して地代が支拂はれるのであるといふことは前回に於て述べた

所であるが、然らば或る土地に對して支拂はるゝ地代の分量は果して幾何であるか、その分量は如何にして定まるか、是れ次に起り來る問題である。然るに此の點に就ても學説が一致して居らない。リカード以來の通説に於ては(所論を農地の地代のみに限定して)何れの土地に就ても地代の分量は該土地と其の當時耕作せらるゝ最も劣等なる土地との間に於ける生産額の差によつて定まると説いて居る。リカード曰く「社會進歩して第二等の土地が耕作せらるゝに至れば(從來耕作せられ居たる)第一等の土地に地代生じ其の分量は二等地と二等地との地質の差によりて定まる。更に第三等地が耕作せらるゝに至れば二等地にも地代生じ其の分量は同じく二等地と三等地との生産力の差によりて定まる。而して之と同時に一等地の地代は同量の労働及び資本を以て生産し得る二等地と三等地との間に於ける生産額の差だけ増加す。今、